

利益相反管理方針の概要

当社は、金融商品取引法第 36 条第 2 項および金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に従い、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引（以下「利益相反取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客さまの保護を適正に確保するために利益相反取引を管理する体制を「利益相反管理方針」として定め、その遵守を宣言します。

1. 利益相反取引の特定・類型化

当社は、利益相反取引をあらかじめ次のとおり特定・類型化します。

	お客さまと当社および当社の親会社を含む関連会社	お客さまと当社および当社の親会社を含む関連会社の他のお客さま
利益対立型	お客さまと当社および当社の親会社を含む関連会社との利害が対立する取引	お客さまと当社および当社の親会社を含む関連会社の他のお客さまとの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社および当社の親会社を含む関連会社が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社および当社の親会社を含む関連会社の他のお客さまが同一の対象に対して競合する取引
情報利用型	お客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社および当社の親会社を含む関連会社が利益を得る取引	お客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社および当社の親会社を含む関連会社の他のお客さまが利益を得る取引

2. 利益相反の管理方法

当社は、次に掲げる方法その他の方法を選択又は組み合わせることにより、利益相反を管理いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客さまの取引を中止する方法
- (4) 対象取引にともない、お客さまの利益が不当に害される恐れがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- (5) 情報共有者に対する監視

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反取引の管理を行うにあたり、営業部門から独立した利益相反管理部門を設置し、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理を一元的に行う体制を構築します。利益相反管理部門は、利益相反管理に必要な情報を集約するとともに、利益相反取引を特定し、利益相反管理を的確に実行いたします。

4. 利益相反管理の対象となるグループ会社

利益相反管理の対象となる範囲は、当社および当社の親会社です。

以上

制定：2013年10月1日

改訂：2025年6月9日